

2020年通常株_資金分配団体の公募_公募システム入力情報_規程類に含める必須項目の確認書

団体名: 新東通信

後日提出の誓約: あり

No.	規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)	開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	内定後指定期日までに提出		
(2)	招集権者		内定後指定期日までに提出		
(3)	招集理由		内定後指定期日までに提出		
(4)	招集手続		内定後指定期日までに提出		
(5)	決議事項		内定後指定期日までに提出		
(6)	決議 (過半数か3分の2か)		内定後指定期日までに提出		
(7)	特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		内定後指定期日までに提出		
(8)	議事録の作成		内定後指定期日までに提出		
●理事会の構成に関する規程					
(1)	理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	・定款	内定後指定期日までに提出		
(2)	理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)	開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後指定期日までに提出		
(2)	招集権者		内定後指定期日までに提出		
(3)	招集理由		内定後指定期日までに提出		
(4)	招集手続		内定後指定期日までに提出		
(5)	決議事項		内定後指定期日までに提出		
(6)	決議 (過半数か3分の2か)		内定後指定期日までに提出		
(7)	特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(8)	議事録の作成		内定後指定期日までに提出		
●役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)	役員及び評議員(置いている場合)のみの報酬の額	・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	報酬の支払い方法		公募申請時に提出		
●職員の給与等に関する規程					
(1)	基本給、手当、賞与等	・給与規程	公募申請時に提出		
(2)	給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出		
●理事の職務権限に関する規程					
(1)	JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	・理事の職務権限規程	内定後指定期日までに提出		

●倫理に関する規程					
(1)	基本的人権の尊重	・倫理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後指定期日までに提出		
(3)	私的利益追求の禁止		内定後指定期日までに提出		
(4)	利益相反等の防止及び開示		内定後指定期日までに提出		
(5)	特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(6)	情報開示及び説明責任		内定後指定期日までに提出		
(7)	個人情報の保護		内定後指定期日までに提出		
●利益相反防止に関する規程					
(1)-1	利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後指定期日までに提出		
(1)-2	利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(2)	自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
●コンプライアンスに関する規程					
(1)	コンプライアンス担当組織 実施等担当部署が設置されていること	・コンプライアンス規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担当部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
(3)	コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後指定期日までに提出		
●公益通報者保護に関する規程					
(1)	ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	・内部通報(ヘルプライン)規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後指定期日までに提出		
●情報公開に関する規程					
(1)	以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	・情報公開規程	内定後指定期日までに提出		
●文書管理に関する規程					
(1)	決裁手続き	・文書管理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	文書の整理、保管		内定後指定期日までに提出		
(3)	保存期間		内定後指定期日までに提出		
●リスク管理に関する規程					
(1)	具体的リスク発生時の対応	・リスク管理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	緊急事態の範囲		内定後指定期日までに提出		
(3)	緊急事態の対応の方針		内定後指定期日までに提出		
(4)	緊急事態対応の手順		内定後指定期日までに提出		
●監事の監査に関する規程					
(1)	監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	・監事監査規程	内定後指定期日までに提出		

●経理に関する規程					
(1)	区分経理	・経理規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	会計処理の原則		内定後指定期日までに提出		
(3)	経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後指定期日までに提出		
(4)	勘定科目及び帳簿		内定後指定期日までに提出		
(5)	金銭の出納保管		内定後指定期日までに提出		
(6)	収支予算		内定後指定期日までに提出		
(7)	決算		内定後指定期日までに提出		
●組織(事務局)に関する規程					
(1)	組織(業務の分掌)	・事務局規程	内定後指定期日までに提出		
(2)	職制		内定後指定期日までに提出		
(3)	職責		内定後指定期日までに提出		
(4)	事務処理(決裁)		内定後指定期日までに提出		

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社 新東通信と称し、英文では SHINTO TSUSHIN Co., LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告代理業
2. 催事、会議の設営請負
3. 音楽、演劇、映画、スポーツ等各種催し物の入場券の販売並びに販売請負
4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理及びこれらの媒介並びに代理
5. 内装仕上工事業
6. 土木工事、建築工事、その他建設工事の設計・施工及び監理
7. 旅行業法に基づく旅行業
8. 日用雑貨及びギフト用品の販売
9. 損害保険代理業、旅行傷害保険の代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
10. 生命保険の募集に関する業務
11. 警備業
12. 酒類の輸入・販売
13. 通信販売業務
14. 人材派遣事業及び有料職業紹介事業
15. 物品の販売及び輸出入
16. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を名古屋市に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載して之を為す。

第5条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、72万株とする。

第7条 (発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

定 款

株式会社 新東通信

1. 普通株式 71万9999株
2. 黄金株式 1株

2 黄金株式の内容は次のとおりとする。

1. 拒否権条項

- (1) 当社が、次に掲げる事項について、法令又は定款で定める決議機関で決議するときは、当該決議のほか、黄金株式を有する株主（以下、「黄金株主」という。）を構成員とする種類株主総会の決議を要する。
 - (ア) 取締役及び監査役の選任並びに解任
 - (イ) 代表取締役の選定及び解職
- (2) 前(1)にかかわらず、次に掲げる各事由のいずれかに該当する場合は、黄金株主による種類株主総会の決議を要しないものとする。
 - (ア) 黄金株主に相続が生じ、黄金株式の全てが相続人の準共有状態である場合
 - (イ) 黄金株主の全てにつき、補助開始、保佐開始又は後見開始の審判の確定があった場合
 - (ウ) 黄金株主の全てが、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分であると専門的な医師の作成にかかる診断書によって判断された場合

2. 取得条項

- (1) 当社は、次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合に、その都度、取締役会の決議によって別に定める日をもって、当該事由に係る黄金株式の全部又は一部を取得することができる。
 - (ア) 黄金株主が死亡した場合
 - (イ) 黄金株主が当社の取締役でなくなった場合
 - (ウ) 黄金株主につき、補助開始、保佐開始又は後見開始の審判の確定があった場合
 - (エ) 黄金株主が、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分であると専門的な医師の作成にかかる診断書によって判断された場合
- (2) 黄金株式の一部を取得する場合、当社は取締役会の決議によりその一部を決定するものとする。
- (3) 前(1)(2)に基づき当社が黄金株式を取得する場合、その黄金株式と引き換えに交付する財産は金銭とし、その額は黄金株式1株につき金15,000円とする。

3 種類株主総会の決議を要しない事項

1. 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は黄金株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
2. 普通株式を引き受ける者の募集については、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
3. 黄金株式を引き受ける者の募集については、黄金株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
4. 普通株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者の募集については、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
5. 黄金株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者の募集については、黄金株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第8条（株式の譲渡制限）

株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

第9条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

第10条（株式等の割当を受ける権利を与える場合）

当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当を受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号又は第241条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

第11条（相続人等に対する売渡しの請求）

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売渡すことを請求することができる。

第12条（特定の株主からの自己株式の取得）

当社は、株主総会の決議によって特定の株主から、その有する株式の全部又は一部を取得することができる。

- 2 前項の場合、当社は会社法第160条第2項及び同条第3項の規定を適用しないものとする。

第13条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、当社所定の請求書に署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。

- 2 前項において、前項の請求書に第16条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し印鑑証明書（作成後3ヶ月以内のもの）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第14条（質権の登録及び信託財産の表示）

当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

- 2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第16条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3ヶ月以内のもの）を提出しなければならない。
- 3 その登録又は表示の抹消についても前二項と同様とする。

第15条（手数料）

第13条及び第14条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第16条（株主の住所等の届出）

当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届出なければならない。届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

第17条（株主総会の招集）

当社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

第18条（株主総会の基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって基準日を定めることができる。但し、当該基準日の2週間前までに当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利（基準日から3ヶ月以内に行使するものに限る）の内容を定めた事項を公告しなければならない。

第19条（株主総会の招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。但し、代表取締役社長に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

- 2 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に支障があるときは、他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に支障があるときは出席株主中から選任された者がこれに代わる。

第20条（株主総会の決議）

株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。但し、本定款又は法令に別段の定めある場合はこの限りでない。

第21条（株主総会の決議等の省略）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第22条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第23条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法務省令の定めるところにより、議事録を作成し、株主総会の日から10年間当社の本店に備え置くものとする。

第24条（種類株主総会への準用）

第18条（株主総会の基準日）第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

- 2 第19条（株主総会の招集権者及び議長）、第21条（株主総会の決議等の省略）、第22条（議決権の代理行使）、第23条（株主総会議事録）の規定は、「株主総会」を「種類株主総会」、「株主」を「株主（当該種類の株式の株主に限る。）」と読み替えた上で、各種類株主総会について準用する。
- 3 会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 4 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

第25条（取締役及び監査役の員数）

当社の取締役は15名以内、監査役は2名以内とする。

第26条（監査役の権限の範囲）

当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

第27条（取締役及び監査役の選任）

- 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。
- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第28条（取締役及び監査役の任期）

- 取締役の任期は選任後2年以内、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で選任した取締役の任期は現任取締役の任期の満了すべき時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第29条（役員の欠員）

取締役又は監査役中に欠員が生じたときは、法定の員数を欠かない限りその補欠選任を延期し又は行なわなくてもよい。

第30条（取締役会の招集権者及び議長）

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。但し、代表取締役社長に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。
 - 3 取締役全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して取締役会を開くことができる。

第31条（代表取締役）

- 当社を代表すべき取締役又はその共同代表の定めは、取締役会の決議によりこれを定める。
- 2 代表取締役の中1名は社長となる。

第32条（業務執行）

当会社には社長1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

- 2 当会社は社長のほか、会長、副会長、副社長及び専務取締役、常務取締役若干名を置くことができ、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。
- 3 社長は当会社の業務を統轄し、ほかの役付取締役の職務は取締役会において定めるものとする。
- 4 社長に支障があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役が社長の職務を代行する。

第5章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は年1期とし、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第34条（剰余金の配当）

剰余金の配当は毎事業年度末日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行なう。

第35条（中間配当）

当会社は取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「中間配当」という）を行なうことができる。

第36条（剰余金の配当の除斥期間）

第34条及び第35条の剰余金の配当が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

- 2 前項の未払配当財産には利息をつけないものとする。

第6章 附 則

第37条（本定款に定めがない事項）

本定款に定めがない事項については、全て会社法、その他の法令の定めるところによる。

上記は現在効力を有する当会社定款の謄本である。

令和 年 月 日

名古屋市中区丸の内三丁目16番29号
株式会社新東通信
代表取締役 谷喜久郎



賃 金 規 定



株式会社 新東通信

賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第73条の規程にもとづき、株式会社新東通信(以下「会社」という)の社員の賃金および賞与について定めたものである。

- ② この規程に定めのない事項については、就業規則および労働基準法その他法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に規定する「社員」について適用する。

(賃金の構成)

第3条 賃金の構成は次のとおりとする。

基本給	年齢・勤続給	所定内賃金
	職能給	所定内賃金
諸手当	役職手当 ※役職区分EX以上の社員	所定外代替賃金
	役職手当 ※役職区分TLの社員	所定内賃金
	功績手当	所定内賃金
	家族手当	所定内賃金
	携帯手当	所定内賃金
	地域手当	所定内賃金
	住宅手当	所定内賃金
	業務手当(割増賃金)	所定外賃金
	調整手当	内容により区分
	駐在赴任手当	所定内賃金
	海外駐在手当	所定内賃金
	通勤手当	所定内賃金
	60時間超手当	所定外賃金
	時間外等手当	所定外賃金

(賃金の支給および控除)

第4条 賃金は通貨で直接本人に全額を支給する。ただし、特別の定めをした時はこの限りではない。

- ② ただし、前項の支給にあたって、社員よりその指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むよう申し出があったときはこれによる。
- ③ 前項の規定に関わらず、賃金の支給に際し次のものを控除する。
- (1) 所得税
 - (2) 地方住民税
 - (3) 健康保険料
 - (4) 厚生年金保険料(厚生年金基金含む)

- (5) 雇用保険料
- (6) その他社員の過半数を代表する者と書類による協定を結んだもの

(返還義務)

第5条 虚偽の申告により不当の賃金を受けたとき、または誤算による賃金を受けたときは、これを返還しなければならない。

(賃金の対象時間と計算期間および支給日)

第6条 賃金は所定労働時間を対象とし、計算期間及び支給日は次のとおりとする。

- ・対象時間 (通常日) 午前9時15分から午後6時45分まで(8時間30分)
- (第5土曜日) 午前9時15分から午後0時00分まで(2時間45分)
- ・計算期間 当月1日から 当月末日まで
- ・支給日 当月25日

- ② ただし、前項の支給日が休日の場合は、前日に繰り上げて支給し、前日も休日の場合は支給日の前々日に繰り上げて支給する。

(入退社にともなう賃金計算)

第7条 新たに採用された者ならびに退職した者の給料は、日割計算により支給する。

- ② 月額を日割り計算する場合は、1ヶ月の平均勤務日数で、月額を除した額を日額とする。

(非常時払)

第8条 給料の支給日前であっても社員の次の各号の1に該当し、本人または遺族の請求があった場合は、既に働いた分の給料を支給する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 解雇された、または退職したとき
- (3) 本人または本人と生計をともにするものの出産、疾病、婚礼または葬儀の費用にあてるとき
- (4) 天災やその他の災害にあい、その被害を復旧するための費用にあてるとき
- (5) その他会社が必要と認めたとき

(死亡にともなう給料の支払)

第9条 前条第1号のとき、給料の支払を受けるものは遺産相続人または代理人とする。

ただし、その資格順位は労働基準法施行規則第42条以下に定める遺族補償を受ける順位とする。

(賃金の支給形態)

第10条 社員の賃金は、月額(賃金計算期間)で定める日給月給制とする。

(端数計算)

第11条 賃金の計算において発生する円未満の端数が生じた場合は、50銭未満の端数は切捨てそれ以上を切上げるものとする。

(賃金の不支給)

第12条 就業規則第38条(出勤停止)の規定により就業を禁止されている時は、その期間の賃金は支給しない。

第2章 賃金

第1節 基本給

(基本給の構成)

第13条 基本給は年齢・勤続給、職能給を以って構成する。

(年齢給)

第14条 年齢給は、社員の毎年4月1日現在の満年齢に応じ、別表Ⅰ「年齢給表」により支給する。

- ② 年齢給の上限は45歳とする。

(職能給)

第15条 職能給は職務遂行能力に応じた職能ランクにより、別表Ⅱ「職能給表」により支給する。

(新規学卒者の初任基本給)

第16条 新規学卒者の初任基本給は、本人の自然満年齢に対応する年齢給と、次に掲げる職能資格に対応する総合職職能給を適用する。

大学新卒者 F等級

- ② 但し、新規学卒者のうち、初任の年齢が標準的年齢(22歳)を上回る者については、次の各号に従い年齢給を支給する。
- (1) 初任の年齢給は標準的年齢とみなし支給する。
 - (2) 次年度以降、本人の自然満年齢から標準的年齢を差し引いた期間は、段階的に調整を行い、標準的年齢に毎年度2歳づつを加えた年齢に対応する年齢給を支給する。
 - (3) 前項の期間を終了した年度以降は本人の自然満年齢に対応する年齢給を支給する。

(中途採用者の初任基本給)

第17条 中途採用者の初任基本給については、原則として年齢給は本人の自然年齢に対応する年齢給表に基づき支給する。

- ② 初任職能給は、職能給表に基づいて、前歴や他の社員との均衡を考慮して仮格付した職能給を支給し、採用の日より1年を目処に能力評価を行い、その結果に基づき本格付のうえ、該当する職能給を支給する。

(昇給)

第18条 基本給の昇給は、原則として毎年9月度(9月1日～9月30日)の支給分より全員について行う。ただし、やむを得ない場合は、昇給の時期を伸ばすことがある。

- ② 年齢給の昇格は年齢給にもとづき行うものとする。
- ③ 職能給の昇給は、社員が現に在位する資格で要求される昇格基準を満たし、職能資格における昇格が行われた場合にのみ、別表「職能給表」に従い昇格後の職能給を支給することによって行う。

(ベースアップ)

第19条 必要に応じて昇給と同時に、年齢給表、職能給表、諸手当表の改定により行う。

第2節 諸手当

(役職手当)

第20条 役職手当は、会社が任命した役職者に対し、別表Ⅲ「役職手当表」に従い支給する。

- ② 前項の手当及び加算は、役職に任命された賃金計算期より支給し、役職を免ぜられた賃金計算期の翌月より支給を停止する。
- ③ 役職手当(役職区分EX以上の社員に支給する役職手当に限る)は、時間外手当、休日勤務手当を代替する手当とする。

(功績手当)

第21条 功績手当は、会社への功績を反映する手当として支給する。

- ② 前項の手当は前の期の評価に応じて、金額を増減する。

(家族手当)

第22条 家族手当は、扶養家族を有する者に対し、別表Ⅳ「家族手当表」の基準に従い支給する。

- ① 子(22歳に達した日以後最初の3月31日まで) 1子につき 15,000円
- ② 扶養家族の認定は、健康保険被保険者証記載の事実確認による。
- ③ 扶養家族の認定は毎月10日現在を基準日とし、新たに扶養を生じた場合には、その日の属する賃金計算期から家族手当を支給し、減員が生じた場合は、その翌月の賃金計算期より支給を停止する。
- ④ 前項の場合において、扶養家族の事実に変更が生じた場合は、遅滞なく会社に届けなければならない。

(地域手当)

第23条 地域手当は、地域における生計費格差を補完するため関東圏並びに関西圏に勤務する社員に対し、別表Ⅴ「地域手当表」の基準に従い支給する。

- ① 関東圏 12,000円

② 関西圏 6,000円

(住宅手当)

第24条 住宅手当は、学業を修了または中退して、会社に就労することが初就労になる新社会人新入社員で、実家より就労拠点への通勤が不可能な場合に別表Ⅵの「住宅手当表」に従い、社宅の提供もしくは家賃の補助を行うことがある。

2 適用期間は入社日から7年間とする。

但し、5年目からは1/4ずつ逡減し、8年目より手当は無くなるものとする。

(通勤手当)

第25条 通勤手当は、各社員の通勤の実態に鑑み別途支給する。

(携帯手当)

第26条 携帯電話を社用として使用する社員で、各本部長が承認した者に対し、別表Ⅶの「携帯手当(月額)」に従い、支給する。

(駐在赴任手当)

第27条 駐在赴任手当は、異動に伴い、転居してやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを状況とする社員に対して別表Ⅷ「駐在赴任手当表」に従い支給する。

(業務手当:割増賃金)

第28条 時間外等手当対象社員に対し、時間外勤務手当、深夜手当、および休日出勤手当として、時間外勤務手当の40時間相当額を支給する。

(60時間超手当)

第29条 60時間超手当は、1ヶ月60時間を超える時間外労働について支給する。

(時間外等手当)

第30条 時間外等手当は、第28条に定める手当を計算した結果、業務手当の支給額を超えた場合は、差額を支給する。

② 管理監督の地位にある者については、深夜労働手当を除き適用しない。

(調整手当)

第31条 調整手当は、新賃金体系移行時における調整、学卒新規採用者及び中途採用者の初任給の調整などのために、必要が生じた者に対して必要な額を支給する。

② 会社が必要と認めたものについて、その目的、対象者、支給額、支給期間等を会社が定めて支給する場合もある。

③ 前項の償却については、会社が定めた方法によりこれを行う。

(年次有給休暇の賃金)

第32条 就業規則第12条に定める年次有給休暇を取得したときは、当該休暇中の賃金は通常の勤務を行ったものとして支給する。

(特別休暇の賃金)

第33条 就業規則第14条に定める特別休暇等により勤務しなかった時間または日の賃金は支給しない。

② 就業規則第13条の特別休暇については、賃金を支給する。

(臨時休業の賃金)

第34条 会社の都合により社員を臨時に休業させる場合には、休業手当として休業1日につき平均賃金の100分の60を支給する。

第3章 賞与

(賞与の支給時期)

第35条 賞与は、社員の業績貢献度に応じ、原則として毎年7月と12月に支給する。

(賞与の受給資格者)

第36条 賞与算定期間(上期は前年9月1日～当年2月末日、下期は当年3月1日～当年8月31日)を通して在籍し、かつ賞与支給日に在籍する者に対して支給する。

② 算定期間中、営業成績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し、または支給しないことがある。

(賞与の算定方法)

第37条 賞与の算定方法及び配分については、別に定める賞与支給細則による。

附則

第1条 この規程は、平成11年1月1日より実施する。

第2条 平成11年9月1日一部を改訂する。

第3条 平成14年4月1日 第21条第2章第2節22条を改訂する。

第4条 平成18年9月1日 第3条、第6条、第13条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条を改定する。

第5条 平成18年9月1日 第20条の2を追加する。

第6条 平成25年9月1日 一部を改訂する。

第7条 平成26年3月1日 第24条の一部を改定する。

第8条 平成29年9月1日 一部を改定する。

賃金規定別表

別表 I

年齢給表

年齢	年齢給	階差
22歳	141,200	
23歳	142,500	1,300
24歳	144,000	1,500
25歳	145,500	1,500
26歳	147,000	1,500
27歳	148,500	1,500
28歳	150,000	1,500
29歳	152,000	2,000
30歳	154,000	2,000
31歳	156,000	2,000
32歳	158,000	2,000
33歳	160,000	2,000
34歳	162,500	2,500
35歳	165,000	2,500
36歳	167,500	2,500
37歳	170,000	2,500
38歳	172,500	2,500
39歳	174,500	2,000
40歳	176,500	2,000
41歳	177,500	1,000
42歳	178,500	1,000
43歳	179,500	1,000
44歳	180,500	1,000
45歳以上	181,500	1,000

※ 年齢給は毎年4月1日現在の満年齢に応じる。

別表Ⅱ
職能給表

	職能給
S6	225,000
S5	200,000
S4	175,000
S3	150,000
S2	130,000
S1	112,000
A	99,000
B	86,000
C	73,000
D	63,000
E	53,000
F	45,000

別表Ⅲ
役職手当表(月額)

	役職区分		役職手当
1	GM	General Manager	200,000
2	DGM	Deputy General Manager	170,000
3	GD	General Director	150,000
4	EM	Executive Manager	150,000
5	ED	Executive Director	130,000
6	SM	Senior Manager	130,000
7	GL	Group Leader	110,000
8	SD	Senior Director	100,000
9	EX	Expert Director	90,000
10	TL	Team Leader	10,000

別表Ⅳ
家族手当表(月額)

対象(内容)	支給額
配偶者	15,000 円
子 (22歳に達した日以後最初の3月31日まで)	15,000 円

別表V

地域手当表(月額)

対象	金額
関東圏に居住し、東京の拠点に勤務する者	12,000 円
関西圏に居住し、大阪の拠点に勤務する者	6,000 円

別表VI

住宅手当表

<p>(1) 名古屋・東京・大阪・東北・九州のそれぞれの拠点への通勤出来る範囲に、当社所有又は提供する社宅に空き部屋があれば、そこへ入居する。</p> <p>イ・ 自己都合による転居に関しては、会社は金銭的援助を行なわない。</p> <p>ロ・ 業務都合による転居は、会社が用意する社宅に入居する。</p> <p>(2) 当社所有の社宅に空き部屋が無い時は、それぞれが各自で住居を確保する。会社はそれぞれの就労拠点に応じて、家賃の補助を行なう。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>名古屋・東北・九州</td> <td>： 月額</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>： 月額</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>： 月額</td> <td>45,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ・ 業務都合による転居は、会社が用意する社宅に入居する。</p> <p>ロ・ 生活形態の変更等で転居しても、適用期間内ならば上記家賃補助は支給される。</p> <p>(3) 学卒者の研修後、会社の用意する社宅に住めない場合、最初の勤務地や自分のフランチャイズにより、下記の対応となる。</p> <p>イ・ 自分のフランチャイズに勤務する場合 上記住宅手当の補助が支給される。</p> <p>ロ・ 自分のフランチャイズ以外に勤務する場合 住宅支援については、赴任対応とする。但し、勤務地がどこであろうと、赴任手当は支給されない。</p>	名古屋・東北・九州	： 月額	40,000円	東京	： 月額	50,000円	大阪	： 月額	45,000円
名古屋・東北・九州	： 月額	40,000円							
東京	： 月額	50,000円							
大阪	： 月額	45,000円							

別表Ⅶ

携帯手当(月額)

対 象	支給額
会社契約の携帯を使用する場合	7,000 円
個人所有の携帯を使用	6,000 円

※ 会社契約の携帯を使用する場合は、7,000円迄が会社負担、超えた料金は自己負担となる

別表Ⅷ

駐在赴任手当表(月額)

対 象	支給額
単身赴任に伴う別居者	45,000 円

履歴事項全部証明書

名古屋市中区丸の内三丁目16番29号
株式会社新東通信

会社法人等番号	1800-01-036792	
商号	株式会社新東通信	
本店	名古屋市中区丸の内三丁目19番14号	昭和56年 4月17日移転
	名古屋市中区丸の内三丁目16番29号	平成10年 8月11日移転 平成10年10月 5日登記
公告をする方法	官報に掲載して之を為す	
会社成立の年月日	昭和47年8月28日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>広告代理業</u> 2. <u>催事、会議の設営請負</u> 3. <u>音楽、演劇、映画、スポーツ等各種催し物の入場券の販売並びに販売請負</u> 4. <u>不動産の売買、交換、賃貸借、管理及びこれらの媒介並びに代理</u> 5. <u>内装仕上工事業</u> 6. <u>土木工事、建築工事、その他建設工事の設計・施工及び監理</u> 7. <u>旅行業法に基づく旅行業</u> 8. <u>日用雑貨及びギフト用品の販売</u> 9. <u>損害保険代理業、旅行傷害保険の代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u> 10. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 11. <u>警備業</u> 12. <u>酒類の輸入・販売</u> 13. <u>通信販売業務</u> 14. <u>有料職業紹介事業</u> 15. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> <p style="text-align: right;">平成27年 5月28日変更 平成27年 6月 2日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>広告代理業</u> 2. <u>催事、会議の設営請負</u> 3. <u>音楽、演劇、映画、スポーツ等各種催し物の入場券の販売並びに販売請負</u> 4. <u>不動産の売買、交換、賃貸借、管理及びこれらの媒介並びに代理</u> 5. <u>内装仕上工事業</u> 6. <u>土木工事、建築工事、その他建設工事の設計・施工及び監理</u> 7. <u>旅行業法に基づく旅行業</u> 8. <u>日用雑貨及びギフト用品の販売</u> 9. <u>損害保険代理業、旅行傷害保険の代理業及び自動車損害賠償保障法に基</u> 	

	<p>づく保険代理業</p> <p>10. <u>生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>11. <u>警備業</u></p> <p>12. <u>酒類の輸入・販売</u></p> <p>13. <u>通信販売業務</u></p> <p>14. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>15. <u>物品の販売及び輸出入</u></p> <p>16. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>平成28年12月22日変更 平成29年 1月16日登記</p>
	<p>1. 広告代理業</p> <p>2. 催事、会議の設営請負</p> <p>3. 音楽、演劇、映画、スポーツ等各種催し物の入場券の販売並びに販売請負</p> <p>4. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理及びこれらの媒介並びに代理</p> <p>5. 内装仕上工事業</p> <p>6. 土木工事、建築工事、その他建設工事の設計・施工及び監理</p> <p>7. 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>8. 日用雑貨及びギフト用品の販売</p> <p>9. 損害保険代理業、旅行傷害保険の代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>10. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>11. 警備業</p> <p>12. 酒類の輸入・販売</p> <p>13. 通信販売業務</p> <p>14. 人材派遣事業及び有料職業紹介事業</p> <p>15. 物品の販売及び輸出入</p> <p>16. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>平成30年 7月27日変更 平成30年 8月 8日登記</p>
単元株式数	<p><u>100株</u></p> <p>平成29年10月30日廃止</p> <p>平成29年11月 9日登記</p>
発行可能株式総数	72万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	<p>発行済株式の総数</p> <p><u>18万株</u></p> <p>発行済株式の総数</p> <p><u>15万5385株</u></p> <p>平成29年 9月 1日変更</p> <p>平成29年 9月21日登記</p>

	<p>発行済株式の総数 15万5385株 各種の株式の数 普通株式 15万5384株 黄金株式 1株</p>	平成29年10月30日変更
資本金の額	金9000万円	
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	<p>普通株式 71万9999株 黄金株式 1株 1 黄金株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. 拒否権条項</p> <p>(1) 当社が、次に掲げる事項について、法令又は定款で定める決議機関で決議するときは、当該決議のほか、黄金株式を有する株主（以下、「黄金株主」という。）を構成員とする種類株主総会の決議を要する。</p> <p>(ア) 取締役及び監査役の選任並びに解任 (イ) 代表取締役の選定及び解職</p> <p>(2) 前(1)にかかわらず、次に掲げる各事由のいずれかに該当する場合は、黄金株主による種類株主総会の決議を要しないものとする。</p> <p>(ア) 黄金株主に相続が生じ、黄金株式の全てが相続人の準共有状態である場合 (イ) 黄金株主の全てにつき、補助開始、保佐開始又は後見開始の審判の確定があった場合 (ウ) 黄金株主の全てが、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分であると専門的な医師の作成にかかる診断書によって判断された場合</p> <p>2. 取得条項</p> <p>(1) 当社は、次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合に、その都度、取締役会の決議によって別に定める日をもって、当該事由に係る黄金株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>(ア) 黄金株主が死亡した場合 (イ) 黄金株主が当社の取締役でなくなった場合 (ウ) 黄金株主につき、補助開始、保佐開始又は後見開始の審判の確定があった場合 (エ) 黄金株主が、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分であると専門的な医師の作成にかかる診断書によって判断された場合</p> <p>(2) 黄金株式の一部を取得する場合、当社は取締役会の決議によりその一部を決定するものとする。</p> <p>(3) 前(1)(2)に基づき当社が黄金株式を取得する場合、その黄金株式と引き換えに交付する財産は金銭とし、その額は黄金株式1株につき金1万5000円とする。</p> <p>2 種類株主総会の決議を要しない事項 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、普通株式を有する株主又は黄金株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p style="text-align: right;">平成29年10月30日変更 平成29年11月 9日登記</p>	
株式の譲渡制限に関する規定	株式を譲渡するには取締役会の承認を要する	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>谷喜久郎</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	取締役	谷喜久郎	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷与至子</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	取締役	谷与至子	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>梅村正直</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	取締役	梅村正直	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>沼田英之</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	取締役	沼田英之	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>谷鉄也</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	取締役	谷鉄也	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>神田仁志</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	取締役	神田仁志	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記

	取締役 <u>西井雅人</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	取締役 <u>西井雅人</u>	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記
	<u>代表取締役</u> <u>谷喜久郎</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	<u>代表取締役</u> <u>谷喜久郎</u>	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記
	<u>代表取締役</u> <u>梅村正直</u>	平成28年11月25日重任 平成28年12月20日登記
	<u>代表取締役</u> <u>梅村正直</u>	平成30年11月12日重任 平成30年11月14日登記
	<u>監査役</u> <u>競憲一</u>	平成27年11月17日重任 平成27年12月14日登記
	<u>監査役</u> <u>競憲一</u>	令和1年11月25日重任 令和1年11月27日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年12月14日登記
支店	1 東京都中央区銀座四丁目2番15号塚本素山ビルディング	平成12年5月8日移転 平成12年5月8日登記
	2 大阪府中央区南船場四丁目4番3号心斎橋東急ビル	平成27年9月14日移転 平成27年10月20日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記

名古屋市中区丸の内三丁目16番29号
株式会社新東通信

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成7年9月21日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和2年7月22日
名古屋法務局
登記官

松田美香

